

鳥取縣公報

昭和十七年九月二十二日
第千三百七十號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

目次

- 告示
- 安山石販賣價格指定……………二頁
- 耕地整理組合解散……………二頁
- 臨時家畜市場開設許可……………二頁
- 耕地整理組合換地處分認可……………三頁
- 馬事組合組合員資格者指定……………三頁
- 馬事組合設立……………三頁
- 馬事組合設立委員任命……………三頁
- 彙報
- 國民貯蓄組合の強化擴充……………四頁
- 牛蒡の栽培法……………六頁
- 本年の春蠶收繭高……………八頁

告示

◇鳥取縣告示第六百十八號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル安山石ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年九月二十二日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

安山石（氣高郡中鄉村產）ノ最高販賣價格 石垣石ヲ除ク

一 普通ノモノ（特殊モノ以外ノモノ）一立方尺ニ付 三、五〇圓

右價格ハ一箇ノ石四立方尺以下ノモノ、價格トシニ立方尺迄ヲ増ス毎ニ右價格ノ二割増トス

二 特殊ノモノ

一 立方尺未滿ノ石及厚ガ幅ノ二分ノ一未滿ノ薄石ノ價格ハ前項ノ價格ノ三割増トシ長四尺以上ノ石ハ四割増トス

三 本表價格ハ採石場最寄車乘渡價格トス

◇鳥取縣告示第六百十九號
岩美郡小田村第三耕地整理組合ノ目的事項ノ完成ニヨリ解散セリ
昭和十七年九月二十二日
鳥取縣知事 土 肥 米 之

◇鳥取縣告示第六百二十號

東伯郡畜産組合
米子市畜産組合ニ對シ淀江臨時駒糶市場開設ノ件九月十九日付左
西伯郡
ノ通許可セリ
昭和十七年九月二十二日
鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 市場名稱 米子市畜産組合淀江駒糶市場
- 二 位 置 西伯郡淀江町大字淀江字新地畑
- 三 開設者氏名 東伯郡畜産組合、米子市畜産組合
- 四 開設ノ日時 昭和十七年九月二十二日一日間
- 五 取扱家畜 駒

◇鳥取縣告示第六百二十一號

日野郡印賀村耕地整理組合第四區換地處分ノ認可セリ

昭和十七年九月二十二日
鳥取縣知事 土 肥 米 之

◇鳥取縣告示第六百二十二號

日野郡印賀村耕地整理組合第三區換地處分ノ件認可セリ
昭和十七年九月二十二日
鳥取縣知事 土 肥 米 之

◇鳥取縣告示第六百二十三號

日野郡印賀村耕地整理組合第七區換地處分ノ件認可セリ
昭和十七年九月二十二日
鳥取縣知事 土 肥 米 之

◇鳥取縣告示第六百二十四號

馬事團体令第四十二條ノ規定ニ依リ騎道ニ關スル馬事組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者左ノ通指定ス
昭和十七年九月二十二日
鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣知事 土 肥 米 之
宇倍野 愛馬會

入 東 乘 馬 會
東 伯 乘 馬 會
入 鄉 乘 馬 會
春日村 乘馬會

◇鳥取縣告示第六百二十五號

昭和十七年九月二十二日鳥取縣告示第六百二十四號ヲ以テ指定シタル者ハ馬事團体令第四十三條及同令施行規則第二十四條ノ規定ニ依リ左ノ馬事組合ヲ設立スベシ
昭和十七年九月二十二日
鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 地區ハ鳥取縣ノ區域ニ依ルモノトス
- 二 馬事ニ關スル事業ノ種類ハ騎道ニ關スル事業トス
- 三 設立ノ認可ヲ申請スベキ期限ハ昭和十七年十月二十日迄トス

◇鳥取縣告示第六百二十六號

馬事團体令施行規則第一條第二項及同則第二十五條ノ規定ニ依リ騎道ニ關スル馬事組合ノ設立委員左ノ通任命シタリ

昭和十七年九月二十二日
鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取市東町九九番地 鳥取縣廳農務課内
鳥取縣知事 土 肥 米 之

岩美郡宇倍野村大字町屋三〇九番地 宇倍野村役場内
鳥取縣知事 土 肥 米 之

入頭郡入東村大字才代二九七番地 入東村役場内
鳥取縣知事 土 肥 米 之

東伯郡倉吉町大字東町四四〇番地ノ一 東伯郡畜産組合内
鳥取縣知事 土 肥 米 之

日野郡入郷村大字眞野一〇五〇番地
鳥取縣知事 土 肥 米 之

西伯郡春日村大字上新印二三九番地ノ四 春日村役場内
鳥取縣知事 土 肥 米 之

正 誤

昭和十七年九月十五日發行鳥取縣告示第六百九號七頁上段第十四中四行目「施行地區市町村長」トアルハ「施行地區市町長」ノ誤

彙報

國民貯蓄組合の強化擴充

速に機構を整備して

七千萬圓貯蓄完遂へ

(振興課)

時局の進展と共に國民の戰爭目的完遂に關する熱意は刻々と燃え上り、各部落や町内の常會でもこれについての熾烈な協力態勢がいよゝ強化しつゝあることはまことに喜ばしい。そして貯蓄についても各自全力を盡し、國債の消化等にも非常な成績を擧てゐることは力強い限りである。

しかし中にはまだこの重大な時局に對する認識に不徹底なものもいくらかあつて、或は村人同志町村同志の心安さのまゝに「戰爭の爲には貯金もせねばならぬのではあるが實際困難」とか、甚しきは「國債もそう／＼買へるものではない。吾々にはそんな餘悠はない」など、ひそかに不平がましい口吻を漏らす者も絶無はないやうである。けれどもかうした小さな不平こそ長期戦の

大敵である。これらの蔭の不平こそ、恐ろしい厭戦思想の芽生えともなるのである。

これらの不平を漏らす者の中には、或は一應尤もと思へる點もないではないが、要するにまだ時局に對する認識の不徹底から来る生活態度の是正が出来てゐない所から生ずる不平である。遠慮なくいへばそんな不平をこぼす人、そんな家に限つて近所では衣料切符は悠に餘してゐるのに、家内中のを使つても足りなかつたり、主人は仕事の歸りに飲食店に寄つて高い酒を無理をして飲んで歸り、妻は子供のおやつがないといつて走りまわつて菓子や饅頭を買ひあさつてゐる人があちである。又配給制以前には砂糖も油も減多に買はずともよかつた家が、配給制になつてからは買はねば損のやうに考へて贅澤になつてゐる向もないではないやうである。

また、以上は比較的小収入の下に生活してゐる人々のことであるが、一面相當多額の収入を得て上位の生活をしてゐる人達に於ては、日々の生活も一層緊縮し改善すべき點も從つて大なわけであつて、これらの人々は第一に率先垂範して生活を簡素化し、貯蓄報國に邁進して買はねばならぬのである。これらの人々には餘りいはないでも充分わかつてゐるのではあるが、知るといふことゝ行ふといふことゝはなかく一致し難い點が多いのであつて、行

の伴はぬ知は眞の知ではないといはれる。是非實行によつて縣民の範となるやう努める責任があるわけである。

要するに時局の認識がまだ不十分なこと、今次の戰爭がどういふ性質なものであるか、戰爭に最後まで勝ち抜くことが如何に我が國民にとつて命がけの問題であるか、それには如何に困難が伴ふものであるかといふことがしつかり諒解がついてゐないからであつて、これさへ諒解がつけば貯蓄はまだ／＼出来る餘地は充分あるのである。殊に時局に關係の深い産業に従事してゐる人、手不足の方面に働いてゐる人等に於ては何といつても収入は相當増加してゐるのだから、考へさへしつかり固まつたら貯蓄の餘力は充分生れて来るわけである。

戰爭は陸、海、空軍の偉大な戦果によつて非常な廣い地域海域を占據してゐるのであるが、先日の當局發表にもあつたやうに戦は正にこれからである。米英特に米國は「今次の戦はまだ準備してゐない處を緒戦でやられたから失敗したのだ。これから老大な工業力を動員して二年三年のうちには準備を完了し、態勢を整へて日本を抑へつけやう」と刻々準備を進めてゐるのであつて、いよゝ／＼これから長期戦に入つて行くのである。そしてこれに對處して何處までも敵を抑へつけて行く爲には、日本は國民の勤勞と節約によつて國家の力を蓄積し、あらゆる私的な生活を抑へて

戦の爲に拵ねばならぬのである。國民にこの覺悟が無ければ本年度二百三十億貯蓄の達成も出来ず、従つて戦費は不足勝になり國內の物資は益々高くなり、勢ひ戦の繼續は出来なくなつて兜をぬがねばならぬ破目にも陥らねばならぬわけである。貯蓄こそは戦勝の鍵、萬々一にも國家の貯蓄目標が國民の力で達成出来ぬといふやうなことがあつたら、それこそ銃後の國民として、第一線に悪戦苦闘してゐる將兵に對しても相濟まぬことである。

當局ではこれが爲國民貯蓄を一層増強して、目標二百三十億達成に邁進する一方途として、九月一日から三十日までの一ヶ月間を國民貯蓄組合強化擴充期間とし、全國一齊に國民貯蓄組合の擴充整備に努めることとなり、本縣に於てもこれに即應して、市町村翼賛會、又は翼賛壯年團の役員其の他適當な人物を國民貯蓄奨勵委員に囑託して趣旨の徹底に努め、各市町村では本年度貯蓄計畫を再検討して貯蓄率の低いものは引上げしめ、且つ荷車組合人力車組合その他の勞働者の組合とか青少年團婦人會等の貯蓄組合、高額貯蓄組合預金者貯蓄組合等の未結成のものを本期間中に結成せしめ、各貯蓄組合では國債債券の購入貯金制度を計畫して實踐に移さしめる等、各種の方途を講じて具体的向上策を實施することに努めてゐる。

本年度本縣貯蓄目標額七千萬圓に對し、六月迄の上四半期成績

00004

00003

00005

は千九百二十三萬圓の好成绩を示してゐるのであるが、いろいろ今後の見通しをみると、必ずしも安心出来ない事情もあるので、一層拍車をかけて目標完遂に邁進することゝなつてゐるのである。國民貯蓄組合は全國で昨年九月末現在四十四萬五千組、組合員數三千三十七萬三千人、貯蓄高十七億七千五百三十二萬二千圓に達し組合員の内地總人口に對する割合は四十二パーセントに及んでゐるが、まだ組織上内容上整備擴充を要する點が極めて多い。國民貯蓄の達成はもとより何れの方法によるものでもないであつて貯蓄組合でなければならぬといふわけではないのであるが、貯蓄組合によれば組合員の協力と團體の力によつて計畫的且つ繼續的に貯蓄ができ、又自律的ではあるが組合規約によつて、長期に亘り消費購買力乃至浮動購買力となるべき資金が固定され、尙國民貯蓄組合の活動によつて一般の貯蓄心が昂まり、國民貯蓄の増強に貢献する等その効果は甚だ大なるものがある。この際組合未結成のところは必ずこれをこの期間中に結成し、組織や内容に不十分なところのある組合は是非整備するやう要望する次第である。

牛蒡の栽培法

(農務課)

出来るだけ食料の自給に努めねばならぬ折柄、秋蒔牛蒡の播種期が来るからその栽培法を記して置く。

▽適地 根身が細長くて肉質の緻密なものを得るには、表土の深い排水の可良な有機質に富む膨軟な土地を選ぶことが必要である。

▽品種 いろいろあるが、現今一般に嗜好されるものは細長種であつて、本縣では行徳山之宮牛蒡(龍ノ川種)を賞味してゐる。この種類は外皮が滑で淡黄色を帯び、質は緊つてゐるが脆軟で鬚を生じない特徴がある。

▽輪作 表土が淺くて堅實な土地で連作すると、採收に相當深く掘り下げる爲に土壌中の空隙が多くなつて岐根や鬚根を生じやすい傾向があるから、連作を避けることを必要とする。又茄や瓜類・大豆等の跡地はよくない。前作として適當なものは甘藷里芋・陸稻・人参等である。

▽播種期 品種によつては周年栽培することも出来るけれど

00006

前記の作物の關係からして秋蒔は十月の、高、春蒔は三月の上旬がよいのである。

▽整地 下種前の整地は完全でなければならぬ。前作に根菜類を栽培して深耕してある場合は、播種前の地均しの時充分碎土すればよいが、初めての時は天地返しを行つて土地の改良を圖らねば良い品は得られない。地下水の高い所は高畦とする。畦幅は大体に於て二尺とし、原肥を施し覆土を行つて播種の準備をする。

▽播種 畦立を行つた後稀釋した人糞尿を注ぎ、土中に吸收されたのを見計らつて厚薄のないやうに條播し、粉碎した土に草木灰を混じて種子の隠れる程度に覆土し、鎮壓して上に切葉等を覆つて乾燥を防げば發芽は良好である。

▽肥料 土質によつてもとより違ふが、標準施肥量は次の如くである。

肥料名	施肥量	原肥	第一回追肥	第二回追肥	第三回追肥
腐熟堆肥	三〇〇貫	一貫	一貫	三〇〇貫	一貫
過石	一〇五	五	一	一	一
木灰	二〇二〇	一	一	一	一
人糞尿	四〇〇一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

▽施肥法 原肥・木灰は耕起の際全面に施用し、過燐酸石灰は鋤で鋤込む。追肥は第一回を本葉の出初めた頃、第二回を本葉の二―三葉の時、第三回は本葉六―七葉の時に施用し、堆肥は本葉二―三葉の時播種の兩側に施す。

△中耕・除草・間引 中耕除草は間引の都度行ふ。第一回間引は本葉の出る頃一寸株間に間引き、第二回間引は本葉三―四枚の時、第三回間引は本葉五―六枚の時に行つて株間六―七寸にする。

間引に當つては發育の良否に注意し、發育の不良なものや丸葉のもの、濃綠色のもの密生してゐる部分を除く。

▽病虫害 黒斑・角斑・白澁病等の時は病葉を處分して四斗式乃至五斗式の石灰ボルドー液を散布する。

蚜蟲がついたら除蟲菊石鹼合劑を散布し、ハマキモドキ・ハスヂゾウムシのついた時は成蟲を捕殺し、枯葉を集め焼却して除蟲菊石鹼合劑を散布する。

× ×

00007

前年に比し約三割五分減少 今年の春蠶收繭高

(統計課)

本縣に於ける昭和十七年の春蠶は飼育者數一萬九千九百七十四人で、蠶種掃立卵量は六十萬二千八百八十七グラム、收繭高(本春は白繭のみ)四十四萬三千六百三十五貫であつた。

之を前年に比すれば飼育者數三千八百六十八人(一割六分二厘)蠶種掃立卵量二十四萬一千八百一十一グラム(二割八分六厘)收繭高二十三萬七千五百七十四貫(三割四分九厘)の何れも減となつてゐる。

今年の收繭高を最近三ヶ年平均收繭高に比すれば、昭和十四年より同十六年に至る三ヶ年の平均收繭高が六十九萬六千六百六十七貫であるから、従つて今年の收繭高は二十五萬二千五百三十二貫(三割六分三厘)の減となる。

右の如き減少を示した原因は、桑園の整理減反と、今春に於ける降霜とのために桑葉の減收を見越して飼育を見合せた者があつたので、前年に比し飼育者數一割六分二厘を減じ、而して蠶作は

掃立以來氣候概ね適順であつて、病蠶等の發生もなく稍々良好な生育を遂げたのであるが、結局掃立卵量二割八分六厘の減少に依り、收繭高に於て前年に比し三割四分九厘の減少を示すに至つたものである。

尙ほ之を各郡市別に示すと次の如くである。

郡市別	飼育者數	蠶種掃立卵量	收繭高	増		減△印減
				前年蠶種掃立卵量ニ比シ	前年收繭高ニ比シ	
鳥取市	三五三	七、一九七	四、九元	△三、五二	△三、七三	△二七、七三
米子市	六六七	二六、四六五	一七、一九九	△八、六三	△二、三三	△一三、三七
岩美郡	八六三	一五、〇〇〇	一一、四四〇	△三、八六	△八、九六〇	△一、七三
八頭郡	二七五七	五、七〇〇	五、三三二	△五、四四	△五、二七	△一、七三
氣高郡	二、二六二	四六、二六六	四五、七六〇	△六、八四	△三、九三	△一、九三
東伯郡	七、三五五	二七、六七九	一七、四〇九	△七〇、七三	△六六、三二	△一、三二
西伯郡	五、二五三	二二〇、九四一	一四〇、四三二	△六六、六七	△六五、一五	△一、五二
日野郡	五、五四	八、九五三	六一、七四	△六、四三	△五、〇九	△一、三五
計	一九、九七四	六〇三、一七	四四三、六三	△二四、〇八	△三、七	△三、七

昭和十七年九月二十二日印刷
昭和十七年九月二十二日發行

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所